

1-309-1

事後調査報告書（工事の施行中その2）

町田市資源循環型施設整備事業

調査項目 騒音・振動、地盤、
地形・地質、水循環、
自然との触れ合い活動の場、廃棄物、
環境保全のための措置
(大気汚染、土壌汚染、
生物・生態系、電波障害)

環境影響評価書の提出 平成28年11月18日

事後調査計画書の提出 平成29年6月13日

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者

名称：町田市

代表者：町田市長 石坂 丈一

所在地：東京都町田市森野二丁目2番22号

1.2 環境影響評価の実施者（都市計画を定めるもの）

名称：町田市

代表者：町田市長 石坂 丈一

所在地：東京都町田市森野二丁目2番22号

2 対象事業の名称及び種類

名称：町田市資源循環型施設整備事業

種類：廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都町田市下小山田町3160番地に位置する既存の町田リサイクル文化センターの清掃工場の建替えを行い、町田市で発生する一般廃棄物（ごみ）のうち、燃やせるごみ（以下「可燃ごみ」という。）を処理する熱回収施設（焼却施設）及び燃やせないごみ（以下「不燃ごみ」という。）と粗大ごみを処理する不燃・粗大ごみ処理施設を設置する。また、可燃ごみ中の有機性ごみ（生ごみ等）を選別し、微生物の働きによりメタンガスを発生（発酵）させ、そのガスをバイオマスエネルギーとして電気や燃料に利用する施設であるバイオガス化施設も設置するものである。

対象事業の内容の概略は表3-1に、計画地の位置は図3-1に、施設配置計画図（建替え後）は図3-2に示すとおりである。

表3-1 対象事業の内容の概略

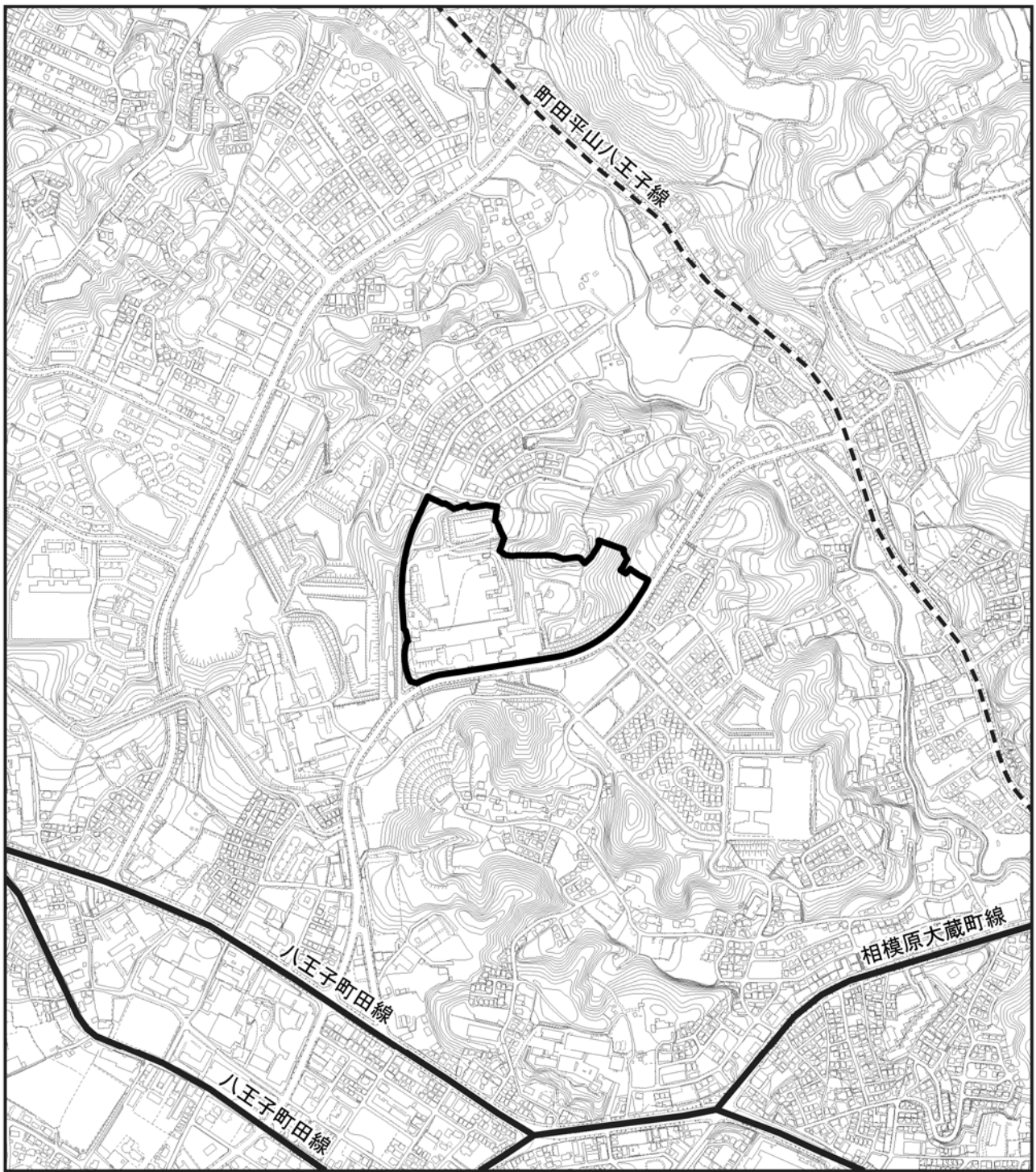
項目	内容
所在地	東京都町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	約 77,000m ²
処理対象物	一般廃棄物（ごみ）のうち、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ ^{注)}
工事予定期間	平成 29 年 7 月（既存管理棟等解体工事から開始）～令和 6 年 6 月
供用開始予定	令和 4 年 1 月
処理能力	熱回収施設（焼却施設）：258t/日（129t/日・炉×2基） 不燃・粗大ごみ処理施設：47t/日 バイオガス化施設：50t/日
主な建築物等	工場棟（高さ約 30m）、管理棟（高さ約 20m）、煙突（高さ約 100m）

注) ごみの主な種類は以下のとおりである（2015 年度(平成 27 年度)清掃事業概要より）。




可燃ごみ：生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤・カイロ、やわらかいプラスチック製品、発泡スチロール製包装材・緩衝剤など、布・ビニール・革製品、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物

不燃ごみ：食器・陶器・ガラス製品、各リサイクル法対象でない小型電気製品・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ、電球（蛍光管を除く。）・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径 15cm 以下・長さ 140cm 以下のもの、注射筒（ガラス製含む。）

粗大ごみ：市指定収集袋に入らないもの（掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径 15cm 以下・長さ 140cm 以下のものを除く。）又は重さが 10kg を超えるもの



凡 例

-  計画地
-  主要地方道
-  一般都道



S = 1 / 10,000

0 100 200 300m

注) この地図は「H25 町田市共通地形図」を使用して作成したものである。

図 3-1 計画地の位置

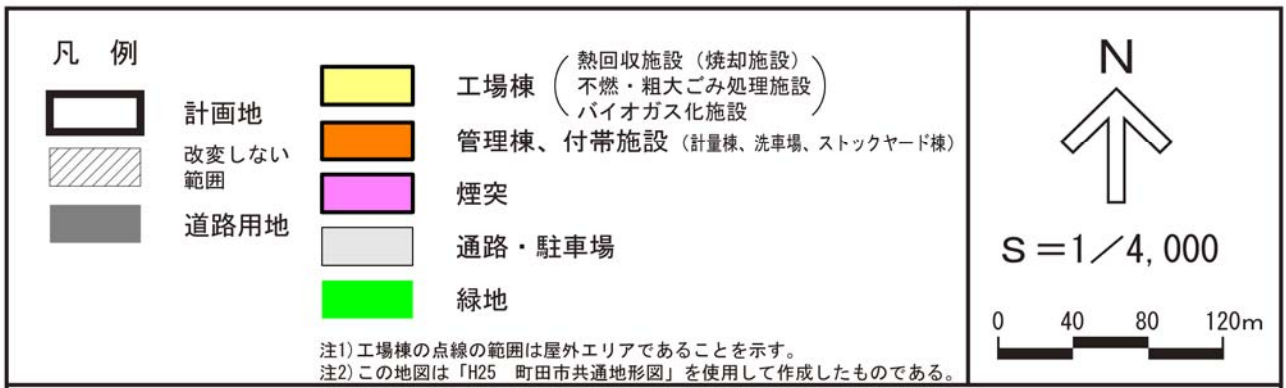
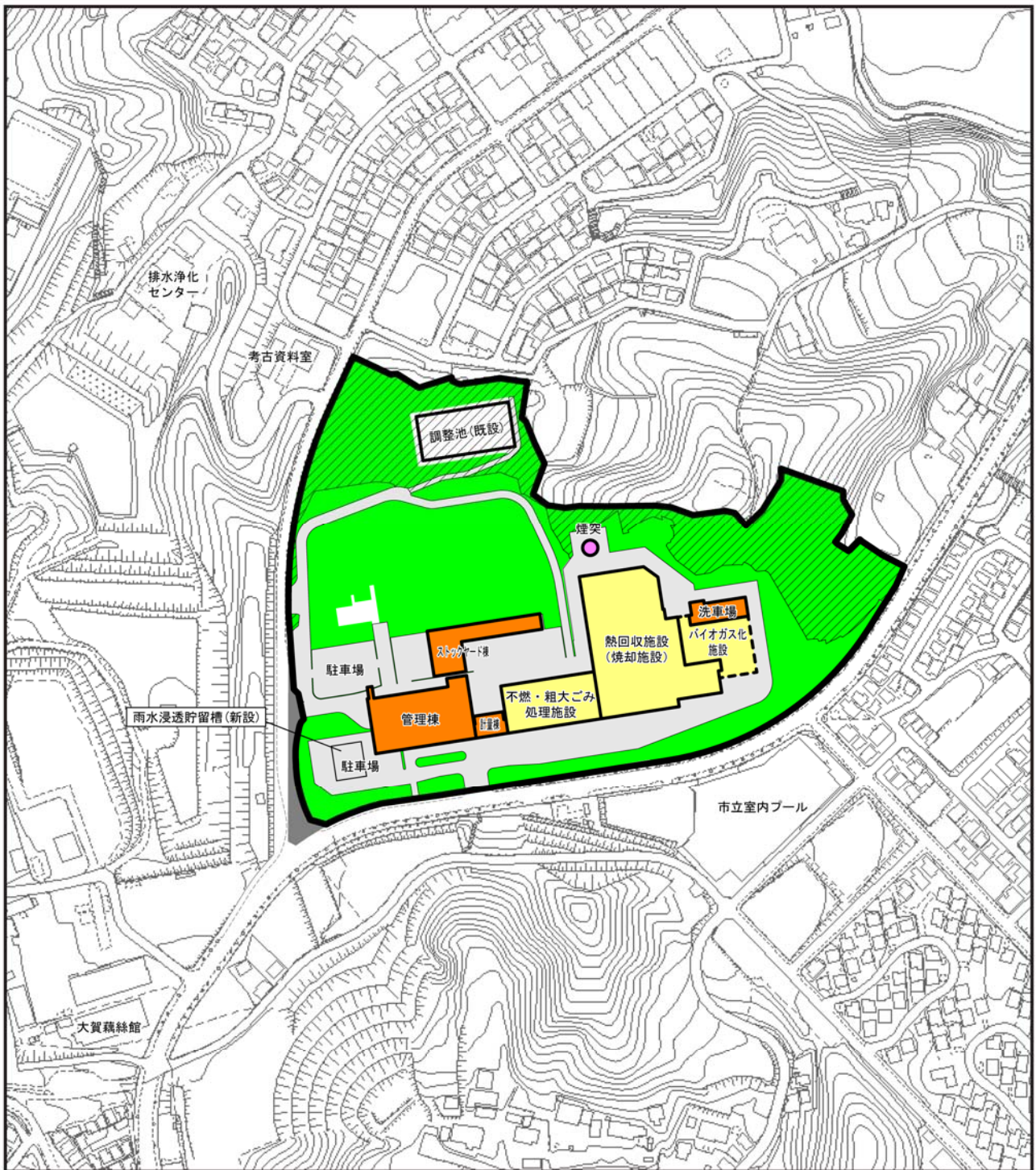


図 3-2 施設配置計画図 (建替え後)